

## ○大洗町移住支援金交付要綱

(令和元年 7 月 1 日告示第 5 号)

**改正** 令和 2 年 3 月 24 日告示第 25 号 令和 3 年 4 月 1 日告示第 53 号

令和 4 年 1 月 26 日告示第 4 号 令和 5 年 3 月 1 日告示第 305 号

令和 5 年 4 月 1 日告示第 313 号

### (趣旨)

第 1 条 大洗町は、茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び大洗町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、大洗町内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と共同して行うわくわく茨城生活実現事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から大洗町に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は起業支援金の交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付するものとする。

2 移住支援金の交付については、わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び地域課題解決型起業支援事業実施要領(以下、県実施要領という。)及び法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付金額)

第 2 条 移住支援金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

- (1) 単身の申請 60 万円
- (2) 2 人以上の世帯の申請 100 万円 (申請日が属する年度の 4 月 1 日時点で 18 歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は、18 歳未満の者 1 人につき 100 万円を加算する。)

### (対象者)

第 3 条 前条第 1 号の移住支援金は、次の各号に掲げる要件のうち第 1 号に該当し、かつ、第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号に該当する申請者を対象とする。

- (1) 移住等に関する要件として、次のア、イ及びウに掲げる要件に該当すること。

ア 移住元に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 大洗町に住民票を異動する直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏内の条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和 3 年法律第 19 号)、山村振興法(昭和 40 年法律第 64 号)、離島振興法(昭和 28 年法律第 72 号)、半島振興法(昭和 60 年法律第 63 号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号)の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)していたこと。ただし、東京圏内の条件不利地域以外の地域に

在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職した者については、通学期間もこの事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 大洗町に住民票を異動する直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区内に在住又は東京圏内の条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内に通勤していたこと。ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、大洗町に住民票を異動する 3 箇月前までを当該 1 年の起算点とすることができる。

イ 移住先に関する要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 移住支援金の申請時において、大洗町に転入後 3 箇月以上 1 年以内であること。

(イ) 大洗町に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) その他茨城県又は大洗町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 一般の場合 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(イ) 就業先が、茨城県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 箇月以上在職していること。

(オ) 当該法人の応募が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）の場合 次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連續して3箇月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転職、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

- (3) テレワークに関する要件として、次に掲げる要件の全てに該当すること。
    - ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
    - イ 転入から申請までの間、勤務日の過半、所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。
    - ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型）又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
  - (4) この事業における関係人口（大洗町や地域の人々と関わりを有する者）に関する要件として、次に掲げる要件のいずれかに該当すること。
    - ア 転入日の3箇月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者（転勤による転入者を除く。）
    - イ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者
    - ウ 申請時に45歳未満であって、町内に住居を購入した者
  - (5) 起業に関する要件として、申請日前1年以内に茨城県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- 2 前条第2号の移住支援金は、前項に掲げる要件に該当し、かつ、次に掲げる要件の全てに該当する申請者を対象とする。
- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が、移住元において、同一世帯に属していたこと。
  - (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が、申請時において、同一世帯に属していること。
  - (3) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、令和元年6月1日以降に転入したこと。
  - (4) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、申請時において転入後3箇月以上1年以内であること。
  - (5) 申請者を含む2人以上の世帯員が、いずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
  - (6) 申請者はあらかじめ、移住前に大洗町に事前相談をした者であること。

(交付の申請)

第4条 第2条第1号の移住支援金の申請者は、大洗町移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2号の1または様式第2号の2。前条第4号及び第5号に該当する場合を除く。)及び本人確認書類に加え、前条第1項第1号の要件に該当し、かつ、同項第2号、第3号、第4号及び第5号の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

- 2 第2条第2号の移住支援金の申請者は、前項に規定する書類に加え、前条第2項の要件に該当することを証する書類を町長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに大洗町移住支援金交付決定通知書(様式第3号)により、当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、審査の結果、移住支援金を交付することが不適當であると認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(支援金の請求及び交付)

第6条 前条第1項の規定により交付決定を受けた者は、移住支援金の交付を受けようとするときは、大洗町移住支援金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の請求があったときは、当該請求をした者に対して、速やかに移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、大洗町移住支援金交付決定通知書再交付申請書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適當と認めたときは、速やかに大洗町移住支援金交付決定通知書(再交付)(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(報告及び立入調査)

第9条 茨城県及び大洗町は、わくわく茨城生活実現事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、わくわく茨城生活実現事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者が、次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、

災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び大洗町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等をした場合
- イ 移住支援金の申請日から3年未満の間に大洗町から転出した場合
- ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合  
(移住先で就業を要件とした場合のみ該当)
- エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に大洗町から転出した場合

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、茨城県と大洗町が協議して定める。

附 則

この告示は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日告示第25号)

この告示は、令和2年3月24日から施行する。

附 則(令和3年4月1日告示第53号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年1月26日告示第4号)

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

附 則(令和5年3月1日告示第305号)

この告示は、令和5年3月1日から施行する。

附 則(令和5年4月1日告示第313号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示の施行の日前に移住した者に係る第2条第2号の規定による交付金の額については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

大洗町移住支援金交付申請書  
[別紙参照]

様式第1号別紙1(第4条関係)

移住支援金の交付申請に関する誓約事項  
[別紙参照]

様式第1号別紙2(第4条関係)

茨城県移住支援事業に係る個人情報の取扱い  
[別紙参照]

様式第2号の1(第4条関係)

就業証明書(就業用)  
[別紙参照]

様式第2号の2(第4条関係)

就業証明書(テレワーク用)  
[別紙参照]

様式第3号(第5条関係)

大洗町移住支援金交付決定通知書  
[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

大洗町移住支援金交付請求書  
[別紙参照]

様式第5号(第7条関係)

大洗町移住支援金交付決定通知書再交付申請書  
[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

大洗町移住支援金交付決定通知書(再交付)  
[別紙参照]